

漁港施設等活用事業 確認・審査項目

○申請者

--

○提出書類の有無

書類の種類	適否	備考
実施計画		
申請者の住民票の写し又は登記事項証明書		
活用事業施設の設置を行う場合、活用事業施設の平面図・縦断面図・横断面図、漁港施設の形質変更の内容を明らかにする図面等		
漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料		
漁港施設等活用事業の実施に必要な資金調達の相手方、調達額、調達方法を記載した書類		
申請者が漁港及び漁場の整備等に関する法律第 51 条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面		

○審査項目

項 目	適否	備考
(1) 実施計画の内容が当該漁港の活用推進計画に適合するものであること		
ア 活用推進計画に示す基本的な方針に沿って期待される効果を得られそうなものとなっているか		
イ 活用推進計画に示す事業内容や実施期間、活用を図る対象施設の範囲内で、整合が取れているか		
(2) 実施計画の内容が当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること		
ア 漁業上の利用と重複がないよう、空間的、時間的に調整されていること		
イ 漁船以外の船舶の利用が著しく増加することが見込まれる場合、漁船の停泊や航行に支障を与えないよう、動線の重複を避けることなど十分な配慮がなされていること		
ウ 来訪者や自動車などの交通量が著しく増加することが見込まれる場合、漁業上の利用の動線に支障を与えないよう、動線の重複を避けることなど十分な配慮がなされていること		

(3) 実施計画の内容が特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること			
ア	特定漁港漁場整備事業の施行を妨げないものであり、その他漁港漁場整備事業の施行と調整が図られたものであること		
イ	漁港利用者の行う業務又は漁港周辺住民の生活に看過できない支障が生ずると認められないこと		
ウ	発生する汚水・粉塵・騒音や畜養などの残餌等によって著しく漁港環境の悪化を引き起こすおそれがないか、又はこれを防止するための適切な措置が定められたものであること		
エ	基本施設を第三者に利用させようとする際、漁港法第 42 条第 3 項に基づき実施計画にその利用方法や使用料の料率が定められている場合は、近傍における同様の施設と著しく不均衡とならないよう実施されるものであることが確認できること		
オ	活用しようとする漁港施設や周辺施設及び活用しようとする水域や公共空地を含めた周辺地形の安定性を損なわないよう実施されるものであること		
カ	オに関し、活用事業施設の設置に係る漁港施設の形質の変更について、漁港法第 42 条第 4 項に基づき実施計画にその内容が定められている場合は、その内容が、当該漁港施設や周辺施設の安定性に著しい影響を与えないことを確認できるものであること (実施計画に定めのない場合は、実施の段階で別途、漁港法第 37 条に基づく許可を要する)		
キ	オに関し、活用事業施設の設置に伴う水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土について、漁港法第 42 条第 4 項に基づき実施計画にその内容が定められている場合は、その内容が、当該水域や公共空地を含む周辺の地形や周辺施設の安定性に著しい影響を与えないことを確認できるものであること (実施計画に定めのない場合は、実施の段階で別途、漁港法第 39 条に基づく許可を要する。)		
(4) 実施計画が適正かつ確実に実施されると見込まれるものであること			
ア	漁港施設等活用事業を実施しようとする者の事業内容、資力等からみて、実施期間にわたって当該漁港施設等活用事業を継続することが可能であると認められること		
イ	漁港施設等活用事業を実施しようとする者が、漁港法第 51 条第 1 号及び第 5 号から第 8 号まで(漁港水面施設運営権に係る部分を除く。)に該当しない者であること		

○その他特記事項

--

○意見があった場合、意見の内容とその処理の経過

意見書の内容	
意見書の処理の経過	

○審査結果

認 定
